

竹原市 大雨被災者支援制度 情報提供

～7/16 時点の制度周知 随時更新予定～

1 概要

令和3年7月7日からの大雨による災害を受け、被災者支援制度(7月16日時点)をとりまとめ、竹原市ホームページにて制度周知を行いました。

国・県の動向等を注視しながらその他施策についても実施予定であり、ホームページを随時更新し、継続した情報提供を行っていきます。

2 被災者支援制度(7月16日時点)

別紙「令和3年7月7日からの大雨による災害被災者支援制度一覧」のとおり

3 制度周知ホームページアドレス

<https://www.city.takehara.lg.jp/kikikanri/bousai/shienseidoR3.html>

(QRコード)



問い合わせ

竹原市 総務企画部 企画政策課 プロモーション推進担当 担当：山田

T E L 0846-22-1568 F A X 0846-22-0998

令和3年7月7日からの大雨による災害被災者支援制度一覧

カテゴリ	支援内容	概要	り災証明の要・不要	問い合わせ先(課・係)	電話番号
被害状況の証明	り災証明	り災証明の申請及び交付 ※住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。	-	市 税務課	0846-22-7732
	被災証明	被災証明の申請及び交付 ※住家以外の家財、車両等の被害を証明するもので、損害保険の請求や銀行からの融資を受ける場合に必要となる場合があります。	-	市 税務課	0846-22-7732
見舞金	広島県災害見舞金	災害により住家が全壊・半壊した方に支給	要	市 社会福祉課 福祉係	0846-22-2946
	竹原市災害見舞金	災害により住家が全壊・半壊・床上浸水した方に支給	要	市 社会福祉課 福祉係	0846-22-2946
税・保険料等の減免	市民税の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 税務課 市民税係	0846-22-7732
	固定資産税の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 税務課 資産税係	0846-22-7732
	国民健康保険料等の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 税務課 市民税係	0846-22-7732
	国民健康保険一部負担金の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 市民課 医療年金係	0846-22-7734
	国民年金保険料の免除	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 市民課 医療年金係	0846-22-7734
	後期高齢者医療保険料の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 市民課 医療年金係	0846-22-7734
	後期高齢者医療一部負担金の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 市民課 医療年金係	0846-22-7734
	介護保険料の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 健康福祉課 介護福祉係	0846-22-7743
	介護保険利用者負担額の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 健康福祉課 介護福祉係	0846-22-7743
	障害福祉サービス等の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 健康福祉課 障害福祉係	0846-22-7743
	障害児通所支援等利用負担額の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 健康福祉課 障害福祉係	0846-22-7743
	水道料金の減免	漏水等があった時、減免を受けられる場合があります。	減免理由により要	市 水道課 庶務係	0846-22-7768
	下水道使用料の減免	漏水等があった時、減免を受けられる場合があります。	要	市 下水道課 庶務係	0846-22-7751
	下水道使用料の徴収猶予	住居等の財産に震災、風水害等の災害を受けた時、徴収猶予を受けられる場合があります。	不要	市 下水道課 庶務係	0846-22-7751
	下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予	災害にあい一定以上の損害を受けた時、徴収猶予を受けられる場合があります。	要	市 下水道課 庶務係	0846-22-7751
税・保険料等の減免	保育所等保育料の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 社会福祉課 子ども福祉係	0846-22-7742
	放課後児童クラブ保護者負担金の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	要	市 社会福祉課 子ども福祉係	0846-22-7742
	各種手数料の免除(市民課) ※り災証明書又は被災証明書(写し可)を提示	被災に伴う諸手続きに必要な住民票等の交付手数料を免除します。(住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、印鑑登録証(再登録に限る)、マイナンバーカード及び通知カード(再発行に限る))	要	市 市民課 市民係	0846-22-7734
	各種手数料の免除(税務課) ※り災証明書又は被災証明書(写し可)を提示	被災に伴う諸手続きに必要な税証明等の交付手数料を免除します。(所得証明、課税(非課税)証明、営業証明、納税証明、固定資産税評価証明・公課証明、固定資産課税台帳(名寄せ帳)写しの交付、地籍図等の写しの交付)	要	市 税務課	0846-22-7732
	道路占用料の免除	被災した建物の解体、補修等に必要の場合	要	市 建設課 建設総務係	0846-22-7746
竹原市の奨学金	竹原市修学支度金貸付金の償還猶予	特別の事情により定められた償還期限までに、償還が著しく困難であると認められるとき、償還猶予を受けられる場合があります。	要	市 総務学事課 学事係	0846-22-2329
	竹原市奨学金貸付金の返還猶予	災害その他やむを得ない理由により、返還が著しく困難になったと認められるとき、返還猶予を受けられる場合があります。	要	市 総務学事課 学事係	0846-22-2329
	竹原市奨学金基金の返還猶予	災害その他やむを得ない理由により、返還が著しく困難になったと認められるとき、返還猶予を受けられる場合があります。	要	市 総務学事課 学事係	0846-22-2329

カテゴリ	支援内容	概要	り災証明の 要・不要	問い合わせ先(課・係)	電話番号
衛生管理	消毒液の配布	床上・床下浸水に係る消毒液の配布	不要	市 健康福祉課	0846-22-7743
	ごみの処理について	災害ごみの収集	不要	市 市民課 生活環境係	0846-22-2279
	災害により発生した土砂について	災害により発生した土砂の直接搬入及び収集	不要	市 市民課 生活環境係	0846-22-2279
住宅に関する こと	被災者の公営住宅への受入れ	被災して住宅に住めなくなった人に対して、公営住宅を提供	要	市 都市整備課 住宅建築係	0846-22-7749
融資	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	個々の状況に応じて返済期間の猶予があります。	要(場合によって 被災証明書等)	市 社会福祉課 子ども福祉係	0846-22-7742
その他の 生活救済	ボランティアの派遣	ボランティアの要請	不要	竹原市社会福祉協議会	0846-22-8986
相談	健康管理に関すること	こころとからだの健康相談	不要	市 健康福祉課 健康対策係	0846-22-7157
	健康管理に関すること	こころとからだの健康相談	不要	市 健康福祉課 健康対策係	0846-22-7157
	生活保護に関すること	生活保護に関する相談	不要	市 社会福祉課 福祉係	0846-22-2946

※ 問い合わせ先が市になっているものについては、市役所の開庁時間(平日8:30~17:15)にお問い合わせください。